## 大阪府病床転換等促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、地域医療構想の達成に向け病床の機能分化・連携を推進するため、病床機能報告上の「回復期」に病床転換するために施設や設備の改修等を行う者、過剰病床の適正化にかかる病床の削減を行う者及び医療機関間の再編統合を行う者に対し、予算の定めるところにより、大阪府病床転換等促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日付け医政発0912第5号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知別紙)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

# (補助金の交付対象者)

- 第2条 この補助金の交付の対象となる事業者は、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく大阪府内の病院の開設者であって、本条各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 別表第1の第1欄(1)、(2)、(5) に掲げる病床から同表第2欄に 掲げる病床に転換する者。
  - (2) 別表第1の第1欄(1)、(2)、(3) に掲げる病床の削減に伴い不要となる病室等を地域医療構想に資する施設等へ変更する者。
  - (3) 別表第1の第1欄(1)、(2)、(3) に掲げる病床の削減に伴い不要となる建物(病棟・病室等)の処分を行う者。
  - (4) 別表第1の第1欄(4) に掲げる病床の削減を伴う病院の廃止及び複数の医療機関の再編統合(開設者が異なる場合に限る) に伴い退職する職員の早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額を支払う者。

### (補助の対象経費)

- 第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表第2の第4欄に定める経費とする。ただし、次に掲げる費用を除く。
  - ア 土地の取得又は整地に要する費用
  - イ 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
  - ウ 既存建物の買収に要する費用
  - エ 既存建物の解体工事に要する費用
  - オ その他整備費として適当と認められない費用

### (交付額の算定方法)

第4条 交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、この額に 1,000 円 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- ア 別表第2の第3欄に定める基準額と別表第2の第4欄に定める対象経費 の実支出額又は建物の処分にかかる財務諸表上の特別損失に計上される実 際の額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ウ イにより選定された額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

## (事業計画の承認)

- 第5条 別表第2の第2欄に掲げる事業のうち、「建物の処分に係る損失」に該当する事業については、補助事業に着手する日の属する年度において、補助事業に着手する前に、事業計画承認申請書(様式第1号)を知事の定める日までに提出し、承認を受けなければならない。
- 2 前項による承認を受けた日の属する年度の翌年度以降に病床の廃止に伴い不要となる施設又は設備の処分に係る特別損失の計上されるものにあっては、補助金の交付申請が当該承認を受けた日の属する年度の翌々年度までに行われる場合に限り、交付申請年度の予算の定めるところにより交付の対象とする。
- 3 前々項の補助事業着手については、病床の廃止に伴い不要となる施設又は 設備の処分に着手することを持ってする。

## (補助金の交付申請)

- 第6条 規則第4条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出しなければならない。
  - (1) 大阪府病床転換等促進事業補助金交付申請書(様式第2号)
  - (2) 要件確認申立書(様式第2号の2)
  - (3)暴力団等審査情報(様式第2号の3)
  - (4) その他知事が必要と認める書類
  - 2 ただし、前項(2)及び(3)の提出書類について、補助事業者が次の団体であるときは、提出を要しない。
    - (1)独立行政法人、地方独立行政法人
  - (2) 国立大学法人
  - (3) 特殊法人
  - (4)公益社団法人、公益財団法人
  - (5) その他、知事が認めるもの

### (補助の条件)

- 第7条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1)補助事業を中止し、又は廃止する場合には、大阪府病床転換等促進事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)により、知事が定める日までに提

出し、知事の承認を受けなければならない。

- (2)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3)補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及 び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年 大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を 受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し 付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、府に納付させることがある。
- (5)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業 終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効 率的な運営を図らなければならない。
- (6)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた 日)の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。
- (7)補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すな ど府が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8)補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9)補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

- (10) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は 予算制度に基づく府の負担又は補助を受けてはならない。
- 2 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費の20%以内の変更とする。

- 3 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
  - (1) 補助事業に要する経費の20%以内の増減を伴う事業内容の変更
  - (2)建物の設置予定敷地内における設置場所の変更で、機能を著しく変更しない軽微な変更
  - (3)建物の規模、構造又は用途の変更で、機能を著しく変更しない軽微な変更

## (補助金の交付決定及び通知)

第8条 知事は前条の申請があったときは、規則第5条の規定により、補助金 の交付決定を行い、補助金の交付を受けようとする補助事業者に対し通知す る。

## (補助金交付の申請の取下げ)

- 第9条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け 取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付 の決定は、なかったものとみなす。

## (補助金の交付の変更申請)

第10条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、大阪府病床転換等促進事業補助金変更承認申請書(様式第3号)により、知事が定める日までに提出しなければならない。

### (実績報告)

第 11 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、大阪府病床転換等促進事業補助金事業実績報告書(様式第 5 号)を補助事業の完了した日の翌日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付)

第12条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金 を交付する。

### (立入調查)

第13条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると 認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、報告させ、 又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を 検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 附則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 2 月 2 日から施行し、平成 26 年 12 月 24 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 27 年 12 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前に 交付決定したものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前に 交付決定したものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前に交付決定したものについては、なお従前の例による(第10条を除く。)。

附則

この要綱は、令和2年9月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 ただし、この要綱の改正前に交付決定したものについては、なお従前の例によ る。

附則

この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

附 目

この要綱は、令和6年2月2日から施行する。

1 転換前(削減前)の病床

#### 〈病院〉

- (1)基本診療料の施設基準等(平成30年厚生労働省告示第44号)に規定する急性期一般入院基本料に基本料、地域一般入院基本料に係る施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長に届け出ている病床
- (2)医療法第7条第2項第4号に 規定する療養病床(基本診療料 の施設基準等(平成30年厚生 労働省告示第44号)に規定す る地域包括ケア病棟入院料、地 域包括ケア入院医療管理料、回 復期リハビリテーション病棟 入院料に係る施設基準に適合 しているものとして保険医療 機関が地方厚生局長に届け出 ているものを除く。)
- (3) 休棟中(補助金を受けようと する前年度の病床機能報告で、 「休棟中」で報告した病床に限 る。) の病床
- (4)医療法第7条第2項第4号に 規定する療養病床及び同法同 条同項第5号に規定する一般 病床((3)の病床を除く)

### 〈有床診療所〉

(病院と再編統合の場合に限る。)

(5)急性期(補助金を受けようとする前年度の病床機能報告で、 医療機能を「急性期」で報告した病床に限る。)及び慢性期(補助金を受けようとする前年度の病床機能報告で、医療機能を「慢性期」で報告した病床に限る。)の病床

### 2 転換後の病床

- (1) 基本診療料の施設基準等に規定する地域包括 ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料 に係る施設基準に適合しているものとして保険 医療機関が地方厚生局長等に届け出る病床
- (2) 基本診療料の施設基準等に規定する緩和ケア 病棟入院料に係る施設基準に適合しているもの として保険医療機関が地方厚生局長に届け出る 病床
- (3) 基本診療料の施設基準等に規定する回復期リ ハビリテーション病棟入院料に係る施設基準に 適合しているものとして保険医療機関が地方厚 生局長に届け出る病床

別表第2 (第4条関係)

1 施設	2 補助事業	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
病(法条第にす院うとの1規るを)院療15項定病い	転換準備経 費	3 転換準備経費 1人当たり 2,400 千円 (在宅 復帰支援担当者、看護必要度 評価表作成職員は、それぞれ 1人を限度。リハビリテーション専門職は 2人を限度と する。)	に費費 病場支ビ専士び看表る材 リ棟合一在当費費転発及。地棟合援リ門作語遊成件成復一転、ョ復にび前す人 包転在当一理療職要職費期シ換ハン帰係人か人養 ケす復リョ療士)評にび ハンるリ職援人養か人養 ケす復リョ療士)評にび ハンるリ職援人養別件成 アる帰ハン法及、価係人 ビ病場テ、担件成	1/2

1 施設	2 補助事業	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
病(法条第にす院う	用途変更に 伴う建物の 改修	用途変更の対象とな削減 を要更の対象とな削減 を表に、にといる。 を乗じて得た額とした。 では、複数年度にわたります。 では、変数年度にからいる。 では、事業を事かがです。 では、変数を変ができませい。 では、ののでは、では、ののでは、では、ののでででは、ののでででである。 に、では、ののでででは、ででは、ののでででである。 に、では、ののででである。 に、では、ののででは、ののででである。 ののでは、ののででは、ののででである。 ののでである。 ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでである。 ののでは、ののでは、ののでは、ののにない。 ののでは、ののにないる。 のので、 のの	病不を途に改た変いに修医施資方設限所要改に必修備後使るのと修変要に品の用)用想医施に別がある。す工い購施すなは資確、る革の用)の用想医施に用いる。はないのとのでは、は、す工いは、対して、は、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	1/2
	建物の処分に係る損失	建物の処分の対象となる 1施設(病院)における削減する病床数に次に掲げる 単価を乗じて得た額とする。 1床あたり1,600千円	病床の削減に伴い不要となる建物 及び医療機器の処分に係る損失で財務諸表上の特別損失に計上されるもの。	1/2
	人件費	早期退職制度(法人等の 就業規則等で定めたものに 限る)の活用により上積み された退職金の割増相当額 1人あたり6,000千円	地域医療構想調整会議の削減を得る意を得め、一方病院の廃療機関を所属の原療機関を関係を受ける場合を関係を受ける場合を関係を受ける場合を関係を受ける。は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	1/2